

平成30年発生災害に係る復旧工事及び平成30年度 2月補正予算 (緊急対策) 対応工事の円滑な実施に向けた運用について

平成30年発生災害に係る復旧工事及び平成31年 2月15日に成立した平成30年度 2月補正予算(緊急対策)対応工事の円滑な執行を図るため、次のとおり運用します。

1 入札・契約に関する取組

- 1) 余裕期間制度の余裕期間の拡大【平成30年度 2月補正予算(緊急対策)対応工事のみ対象】
余裕期間制度における現場代理人の常駐及び主任技術者等の配置を要しない期間を拡大します。
 - 発注者が設定する余裕期間を「60日を越えない範囲」から「120日を越えない範囲」に拡大します。
- 2) 入札参加者数の緩和【平成31年 2月25日以降入札通知を行う平成30年発生災害に係る復旧工事のみ対象】
指名競争入札を適用する災害復旧工事について、入札参加者が1者のみの場合であっても、入札不調とせず当該入札を実施します。

2 設計変更に関する取組【平成30年発生災害に係る復旧工事のみ対象】

- 調達が困難な建設資材の仕様変更
河川護岸の積みブロックは、ポーラス型を原則使用することとしていますが、同型の積みブロックがひっ迫している状況を踏まえ、擬石型の使用も可能とします。
 - ポーラス型 ⇒ 擬石型 の使用も可能とします。

3 施工管理に関する取組

- 生コンクリートの品質管理試験の省略【平成31年 2月25日以降入札公告・入札通知を行う平成30年発生災害に係る復旧工事及び平成30年度 2月補正予算(緊急対策)対応工事のみ対象】
護岸工のうち生コンクリートの総使用量が50m³未満の場合に限り、圧縮強度、スランプ、空気量、塩化物にかかる各種試験を、1回以上または生コンクリート工場の品質証明書等のみでも可能とします。

4 総合評価落札方式の弾力的な運用【平成31年度に入札公告を行う工事のみ対象】

- 1) 施工計画評価型を適用する契約予定金額2億5千万円以上の重要構造物に関する工事について、施工能力評価型による発注を行うことがあります。
- 2) 施工能力評価型を適用する工事の対象金額について、「契約予定金額7千万円以上」としていたのを「契約予定金額1億円以上」とします。ただし、契約予定金額7千万円以上1億円未満の工事であっても施工能力評価型を適用する場合があります。

その他（留意事項）

県発注工事（平成30年発生災害に係る復旧工事、平成30年度2月補正予算（緊急対策）対応工事を含む。）においては、次のとおり取扱っていることにご留意願います。

1）主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和

「現場代理人の兼務に関する事務取扱要領（平成31年2月20日制定）」により、主任技術者及び現場代理人の兼務制限を次表のとおり緩和しています。

※平成31年2月25日以降入札公告・入札通知を行う工事の契約から適用します。既に契約を締結している工事との兼務も可能です。

（主任技術者）

契約金額	従前の取扱い	平成31年2月25日以降入札公告・入札通知を行う工事に適用
3,500万円以上 （専任）	専任の主任技術者が原則2件程度兼務可※1	現行どおり
3,500万円未満 （非専任）	3,500万円未満の別工事の主任技術者と兼務可	3,500万円未満の別工事の主任技術者及び現場代理人と兼務可
	営業所の専任技術者及び経營業務管理責任者と兼務可※2	現行どおり

※1の兼務要件：次の全てを満たすこと

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること
- (2) 工事現場の相互の間隔が10km程度であること

※2の兼務要件：次の全てを満たすこと

- (1) 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること
- (2) 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること
- (3) 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

（現場代理人）

契約金額	従前の取扱い	平成31年2月25日以降入札公告・入札通知を行う工事に適用
3,500万円以上	×	×
3,500万円未満	同一土木事務所等管内の県発注工事2件まで兼務可	同一土木事務所等管内の県発注工事3件まで兼務可※3
	×	市町発注工事との兼務可 （但し、県発注工事を含めて3件まで）※4
	×	3,500万円未満の別工事の主任技術者と兼務可
	×	営業所の専任技術者及び経營業務管理責任者と兼務可※5

※3の兼務要件：次の全てを満たすこと

- (1) 兼務する工事3件が、農政環境部関係事務所、県土整備部関係事務所、農政環境部本庁、県土整備部本庁が所管する工事であること
- (2) 兼務する工事3件が、同一土木事務所が所管する区域内で施工する工事であること

※4の兼務要件

- (1) 兼務する工事3件のうち、県発注工事については、※3(1)及び(2)の兼務要件を満たすこと。市町発注工事については、同一土木事務所が所管する区域内で市町が発注する工事で、発注者である市町の承諾があること

※5の兼務要件：次の全てを満たすこと

- (1) ※2の兼務要件を満たしていること

- (2) 発注者から現場代理人の常駐義務の緩和が認められていること
- (3) 営業所の専任技術者あるいは経營業務管理責任者の職務に支障が生じないこと

2) 余裕期間制度活用の原則化

余裕期間制度（工事の始期日前日までの余裕期間内は、現場代理人の常駐及び主任技術者等の配置を要しない制度）を原則活用します。

- ① 発注者指定方式 : 発注者が工期の始期日及び終期日を指定する方式
- ② 任意着手方式 : 発注者が示した工期の始期日・期限までの間に受注者が工期の始期日を設定する方式
- ③ フレックス方式 : 発注者があらかじめ示した全体工期の中で、受注者が工期の始期日及び終期日を設定する方式

※ 平成30年度2月補正予算（緊急対策）対応工事を除き、発注者が設定する余裕期間は、「60日を越えない範囲」となります。